

国外転出の届出をされる方へ

国外転出の届出に伴い関連する手続きがございます。関連する項目は以下のとおりです。
ご確認くださいませよう、お願いいたします。

確認項目	手続内容
個人番号カードの (マイナンバーカード) 交付を受けていた方	【日本国籍の方】 出国予定日の前日までにマイナンバーカードの継続利用の手続きが必要です。 本人（またはその法定代理人、同一世帯員）が国外転出届と併せてマイナンバーカードを窓口へ提出し、手続きをしてください。 【外国籍の方】 国外転出の届出によりマイナンバーカードは失効となるため、マイナンバーカードの返納届が必要です。 ※国外転出に伴う個人番号カード（マイナンバーカード）の手続きには、注意事項があります。詳細は、こちらの QR コードを読み取ってご確認ください。 
電子証明書の発行を 受けていた方	国外転出の届出により電子証明書は失効します。 引き続き電子証明書の利用を希望される方は、電子証明書発行申請が必要です。
印鑑登録をしていた方	印鑑登録証（カード）をお返しください。転出（予定）日で無効になります。転出予定日前日までは印鑑登録証明書を交付できますので、必要な場合は「印鑑登録証」を提示し交付を受けてください。
こども医療証の交付を 受けていた方	こども医療証をお返しください。
児童手当の 支給対象の方	こども給付課へお問い合わせください。
介護保険受給者及び 65歳以上の方	介護保険被保険者証をお返しください。
国民健康保険に 加入していた方	国民健康保険資格確認書（兼高齢受給者証）をお返しください。

⇒裏面に続きます。

確認項目	手続内容
後期高齢者医療を受けていた方	後期高齢者医療資格確認書をお返してください。
国民年金に加入していた方	国外転出日の翌日付けで国民年金第1号・任意加入は喪失します。 国民年金保険料を納付希望の場合は、本館1階窓口サービス課にて在外任意加入の手続きが必要です。
障害者手帳 (身体・療育・精神) 障害者の医療やサービスの受給者証をお持ちの方	分館1階障害福祉課にお問い合わせください。
原動機付自転車 (125cc以下)をお持ちの方	廃車手続きが必要です。 本館2階市民税課に①本人確認書類②標識(ナンバープレート)③標識交付証明書を持って お立ち寄りください。

【問い合わせ先】 〒238-8550 横須賀市小川町1-1番地
横須賀市役所地域支援部窓口サービス課「緑色 06-08 住所異動の窓口」

コールセンター TEL 046-822-4000

(年中無休 平日 8:30~17:15 休日 8:30~16:00)

